

日金協発 第26-52号
平成26年 6月 9日

各位

日本貸金業協会
会長 飯島 巖

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年7月5日及び平成26年1月31日、同年6月4日に「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部がそれぞれ改正され、システムリスク管理態勢関係、経営者保証に関するガイドライン関係及び反社会的勢力による被害の防止関係が規定等されました。

当該改正を踏まえ、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正を本年6月10日に施行しますのでご案内いたします。

なお、改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 会員業務部 中村・篠原
電話 03-5739-3014